

**COP13 及び COP/MOP3 前半速報**  
2007年12月3日(月)～12月14日(金)  
インドネシア・バリ

2007年12月11日  
(財)地球産業文化研究所  
松本 仁志  
柴田 憲  
渡邊 政明

1. はじめに

1-1. 開催概要

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第13回締約国会議（COP13）と京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）、そして第27回補助機関会合（SB27）・京都議定書3条9項に基づく附属書I国（先進国及び市場経済移行国）の更なるコミットメントに関する作業部会の第4回継続会合（AWG4-2：Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol）が、インドネシア・バリの Bali International Convention Centre (BICC)にて開催されている。



(会場外観)



(プレナリー会場)

条約事務局が12月4日に発表した参加者リスト（暫定版）によると、今回の参加者は、191か国の政府、参加者総数9,662名となっている。昨年のCOP12（ナイロビ）は、165か国の政府、総数5,948名、一昨年のCOP11は、157か国の政府、総数9,474名であり、COP4以降では今回が過去最多の参加者数となった。これは京都議定書の第1約束期間を目前に控えていることや2013年以降の次期枠組み関連が議題にあることで、この会議が大変注目されていることを表している。

前半速報においては、オープニングセレモニー、各議題の進捗状況を中心に報告する。

## 1-2. 本会合の注目ポイント

この会合では様々な議題事項に関する審議がなされる予定だが、ポスト京都議定書、すなわち 2013 年以降の問題が大きな焦点となる。特に 2013 年以降の枠組みを確定するための交渉の工程表「バリ・ロードマップ」の策定について各国政府代表団が 11 日間の協議日程で合意を目指す。それ以外の議題では、京都メカニズムにおける方法論、森林減少、技術移転や適応等の途上国支援に関する諸問題などが取り上げられる予定である。

また、京都議定書の早期批准を公約に当選し、首相に就任したオーストラリアのケビン・ラッド氏も会場に駆けつける予定である。ラッド首相は首相就任後の最初の業務として京都議定書に署名をした。オーストラリアが京都議定書を批准することによって、批准していない先進国は最大の二酸化炭素排出国である米国のみとなる。また、数日前にリーバーマン・ワーナー気候安全保障法案が上院環境委員会で採択されたこともあり、米国の会議での動向が注目される。

開会のあと、12月3日から11日までは非公式協議が行われ、12日から14日まで各国の環境大臣クラスによる閣僚級会合が行われた上、各国のステートメントが発表される。

## 1-3. 開会

### ■ 開会宣言

ケニアの David Mwiraria 環境・天然資源大臣（前回の COP 議長を務めたのは Kivutha Kibwana 氏だが、COP12 の後に同職が Mwiraria 氏に替わっている。）が開会宣言を行い、参加者歓迎のスピーチが行われた。その中で Mwiraria 氏はまず前回の COP12 及び COP/MOP2 は気候変動の議題のトップに適応を上げた真のターニング・ポイントになったことを指摘した。

また、この 1 年で気候変動の分野で政治的な弾みがついた点を挙げた。第一に、今年行われたいくつかの活動としてスウェーデンのリクスグレンセンで開催された気候対策に関する閣僚非公式対話、インドネシア・ボゴールでの閣僚級準備会合、国連事務総長がホストしたハイレベル会合を例示した。第二に先月バレンシアで発表された IPCC 統合報告書により温暖化が科学的に明らかになったとし、アフリカや小島嶼諸国のような LDC が気候変動による様々な変化の矛先にさらされていることが指摘された、と述べた。同氏は各国政府に対し、具体的な行動に結びつく切迫性とスピードを伴った有意義な議論を呼び起こすよう主張し、最後に、将来枠組みのフレーム作りにおいて、この挑戦は極度に急を要する問題であるということ認識するよう呼びかけたいと述べた。

### ■ 議長選出

COP 13 議長には Rachmat Witoelar インドネシア環境相が選出された。同氏は就任スピーチにおいて、重要なポストへの選出に対する謝辞を表明した後、気候変動の将来レジ-

ムは、人類の未来にとって最も重要な論点だと述べた。議長は IPCC の統合報告書について言及し、もはや気候変動は曖昧なものではなく、加速しているとし、また UNDP が先週発表した人間開発報告書にも触れ、気候変動を 21 世紀における人類の開発という挑戦を定義付けるものとみなした、と述べた。

そして今年の一つのランドマークとなったことを指摘した。ハイリンゲンダムでの G8 サミットやニューヨークでの国連事務総長のハイレベル会合など、すでにこれまでにない数のハイレベルの話し合いがなされ、バリ会合での強い行動を求めていることに触れ、気候変動の将来レジームに関する具体的な審議の開始を呼びかけた。

また、議長は、気候変動に立ち向かう上で迅速に行動する必要があると述べ、マーケットへの適切なシグナルを送る必要があると付け加えた。マーケットは気候変動に取り組む我々の努力の鍵になるとし、マーケットがインセンティブを作り、費用効果の高い排出削減を生み出すとした。

さらに適応に関するナイロビ作業計画は適応行動に関する意思決定を高め、気候変動への脆弱性と適応性の評価を改善することを助けているが、具体的な適応の行動を実施し、そのための資金源を見出すにはまだなすべきことが数多くあると述べた。

それから議長はクリーンな技術や森林減少による排出を削減することも重要な問題であると述べ、最後に各国政府に対し、思慮深く知に富む政治的リーダーシップを発揮するよう呼びかけた上で、バリ会合で世界が待つブレイクスルーを生み出すためのコンセンサスに向けた橋渡しとなるよう、交渉の手助けをするために全力を挙げて全てのことに取り組むことを宣言した。

## ■ バリ州知事のスピーチ

バリ州知事の Whisnu Dewabrata 氏は、全ての参加者を歓迎し、バリ島での滞在が良いものとなること、2 週間を通じて素晴らしい交渉がなされることを望むと表明した。

## ■ UNFCCC 事務局長のスピーチ

続いて UNFCCC 事務局長の Yvo de Boer がスピーチを行った。同氏はまず、インドネシア政府と COP13 議長である Rachmat 氏に謝辞を述べ、バリ島という世界で最も美しい場所のひとつへ我々を迎えてくれたとした上で、この絵に描いたように素晴らしい楽園は、気候変動の影響に対し、非常に脆弱な島でもある、と述べた。今次会合の成果は、バリを初めとした脆弱な土地が「失われた楽園」となることを運命付けられるか、それを防ぐかを決定することであろう、と述べた。

次に、2007 年が「気候変動年」となるだろうとし、EU が 2020 年までに 20%、他国の行動によっては 30% の削減目標を採択したこと、中国のような主要途上国が気候変動戦略を採択していること、G8 サミット、APEC、ASEAN 等で気候変動に関する政治的ポジションが採択されたこと、UNFCCC プロセスに寄与することを目的とした米国主催の主要経

済国会合が開催されたこと、IPCC の第 4 次評価報告書が完結した時に拍手を受け、IPCC がノーベル平和賞を受賞したこと、80 以上の首脳が集まった国連事務総長のハイレベル会合が開催されたことを例示した。

世界は解決に向けた大飛躍を期待しており、もちろん大飛躍をするためには大地が堅固でなければならないと述べた。現実的な適応のための行動、適応基金の枠組み、技術協力の枠組み、途上国での森林減少による排出の削減に向けた初期行動、LDC における適応のための行動や非附属書 I 国による国家間のコミュニケーション及びキャパシティビルディングと認識を喚起する行動を高めることを支えるさらなる活動といった多くの重要かつ急を要する決定に関する合意されることにより、この堅固な大地が作られるとし、今や交渉を終え、実施に移す時に来た、と述べた。

さらに、先進国によるリーダーシップが継続されなければならない、新エネルギーの未来が強固で持続可能な発展を支えるということの認識が必要であること、先進国の思い切った行動により、途上国でのクリーンな成長に燃料を供給し手促進させることができること、化石燃料は成長を促進させ続けるが、環境を破壊することなくこれらの化石燃料を使用する集団責任 (collective responsibility) があること、適応が議題の優先事項となる必要があることを強調した。

最後に同氏は、科学者と世界のリーダーがあなた方の目の前にお膳立てした挑戦をあなた方はさらに高めることができる、と述べ、直面する課題はとても大きい、全ての困難の中心に機会が存在すると付け加えた。

## ■ COP/MOP 開会

COP の Witoelar 議長が COP/MOP 3 の開会宣言を行ったあと、オーストラリア代表の Howard Bamsey 氏が、Kevin Rudd 労働党党首が 11 月 24 日にオーストラリア首相に選ばれ、新首相は迅速に京都議定書に批准をする意向であると表明し、会場は盛大な拍手に包まれた。また同氏は、首相が来週の高レベルセグメントに出席すると表明した。同国政府が気候変動との戦いにおいてリードすること、首相は 2050 年までに排出量を 2000 年比で 60%削減するという目標を約束したと述べ、さらに 2010 年までに排出量取引を導入すると付け加えた。

(渡邊 政明)

## 2. 将来枠組み関連

今年公表された IPCC の第 4 次評価報告書 (AR4) を受けて、G8 会合の場で「2050 年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを真剣に検討する」ことが合意され、その後開催された気候変動に関する国連ハイレベル会合においてもその認識は共有された。しかし、2013 年以降の京都議定書次期約束期間における具体的枠組みについては、各国の利害が対立しており、本格的な交渉には至っていない。

これまで、先進国の次の数値目標を議論する「AWG」とすべての締約国が参加する条約の下での「対話」が平行して行われてきた。京都議定書 9 条によるレビューも絡めて、G8 で合意された 2009 年での合意にむけて本会合で工程表 (バリロードマップ) が作成できるのかが注目されている。

### 2-1. 気候変動に対応するための長期的協力に関する対話 (Dialogue) (COP agenda4)

#### ■ 背景

この「対話」は、モンテリオールで開催された COP11 及び COP/MOP1 の際に合意されたもので (Decision 1/CP.11)、京都議定書未批准国の米国や削減義務のない途上国も含めた全ての締約国が長期的な温暖化対策を議論するためのものであり、将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、マンデートなどには一切つながらないものとなっている。

これまでに、2006 年 5 月、ドイツ・ボンで開催された国連補助機関の第 24 回会合 (SB 24)、ケニア・ナイロビで 2006 年 11 月に開催された第 12 回締約国会議 (COP 12) 及び京都議定書第 2 回締約国会合 (COP/MOP 2)、2007 年 5 月にドイツ・ボンで開催された国連補助機関の第 26 回会合 (SB 26)、そして 2007 年 8 月にオーストリア・ウィーンで開催された「ウィーン気候変動会談 (Vienna Climate Change Talks)」の 4 回ワークショップが行われた。

そのワークショップの中で、COP 11 で特定された分野である、

- 1) 持続可能な方法での開発目標の推進、
- 2) 適応に関する行動への対応、
- 3) 技術ポテンシャルの最大限の実現、
- 4) 市場ベースの機会の最大限の実現

という 4 テーマについて意見交換が行われた。

今会合では、対話の共同ファシリテータより全 4 回のワークショップについての報告が行われる。COPにおいて、対話の共同ファシリテータがまとめた報告書 (FCCC/CP/2007/4 : <http://unfccc.int/resource/docs/2007/cop13/eng/04.pdf>, FCCC/CP/2007/4/Add.1: <http://unfccc.int/resource/docs/2007/cop13/eng/04a01.pdf>) を検討し、実効性がある適切な気候変動の対応策の策定のための次のステップが決定される。

報告書では次のステップとして以下の4つのオプションが提案されている。

- 1) 対話の任期を拡大延長し、現在の対話と同様、将来の COP に対して報告を行うものとする、またはマンデートや期限を拡大延長する。
- 2) COP 議題項目の下で長期的協力行動に関する議論を続け、その議論の土台となる構成要素を中心に補助機関（SBI と SBSTA）の議題を再編成し、統合する。
- 3) COP の下で設立されるワーキンググループまたは他の交渉機関において執り行われるべき交渉プロセスを確立し、明確なマンデートを与えると共に、そのタイムフレームも規定する。
- 4) COP および COP/MOP の下で設立されるワーキンググループまたは他の交渉機関において執り行われるべき、完全に統合された交渉プロセスを確立し、明確なマンデートを与えると共に、そのタイムフレームも規定する。

#### ■ 12月3日 COP プレナリー

対話の共同ファシリテータ役を務める Howard Bamsey（オーストラリア）と Sandea De Wet（南アフリカ）はこれまでに行われた4回のワークショップについて報告し、参加者に報告書に記載したオプションについて検討するよう促した。

##### 日本：

- 全ての国が実質的に参加する新たなアドホックワーキンググループを条約の下に設置することを提案。それぞれの国の事情に応じた柔軟性と多様性に富んだ枠組みこそが環境保護と経済成長の両立性を保てると主張。

##### カナダ：

- 2050年までの排出量半減につながる長期目標を唱え、経済的な現実、技術の開発と普及、バーデンシェアリング（公平な負担）、適応などを求めた上で、将来の努力は、各国が国情に応じてツールや政策を選択するような柔軟性に富んでいなければならないと主張した。

##### 中国：

- 条約と京都議定書の下で平行だが独立した2つのプロセスとするよう提案し、対話プロセスの方で緩和、技術移転、資金援助、適応に対応するよう主張。緩和策としては、附属書I国が2020年までに1990年比で25～40%削減し、途上国は気候変動に対応する政策措置を取ることをコミットし、それに必要な資金、技術の提供、キャパシティビルディングの実施をする旨の案を表明。

##### 米国：

- 交渉完了までの行程表「バリ・ロードマップ」に関する話し合いを前進させようと明言し、ワーキンググループの設置と2トラック方式継続を支持。

COP 議長は、閣僚会合の中でプロセスの形式、実質的な作業範囲と期限などについて集中的に討議するためのオプションをまとめるコンタクトグループの設置を提案し、コンタクトグループで議論することが決定した。

#### ■ 12月5日 コンタクトグループ

共同ファシリテータが次のステップのプロセスのオプションとして以下の3点を提案した。

- 1) 条約の非公式プロセス（結論書の提出権を持つかを明確にしない）
- 2) 条約の公式なプロセス（結論書の提出権を持つインフォーマルなもの）
- 3) 条約と京都議定書のプロセスを完全に統合した公式プロセス（結論書の提出権を持つインフォーマルなもの）

また、共同ファシリテータによる当初の報告書にも記載された4つの論点、緩和、適応、技術、資金についても以下のように論点が示された。

##### ➤ 緩和

- ✓ 緩和に関する国家戦略の形成と実施
- ✓ 森林減少による排出の削減
- ✓ 主なセクターでの国際的行動
- ✓ 故意ではない結果の管理

##### ➤ 適応

- ✓ 適応に関する行動を支援する国際協力
- ✓ 実施を確実にする調整

##### ➤ 技術

- ✓ （緩和と適応のための）技術協力
  - ・ 研究開発に関するもの
  - ・ 配置と普及に関するもの

##### ➤ 資金

- ✓ 国際的なメカニズム
  - ・ 行動にインセンティブを与えるため
  - ・ 費用効果性を高めるため
- ✓ 緩和と適用への資金と投資をスケールアップするための国際的メカニズム

#### ■ 12月8日 コンタクトグループ

これまで非公式協議が続けられてきたが、8日16:30からコンタクトグループが再開された。本会合には、共同ファシリテータに加えてCOP議長のRachmat Witoelarも参加した。共同ファシリテータによる決定書草案が「ノンペーパー」として配布された。

[http://unfccc.int/files/meetings/cop\\_10/agenda/application/pdf/lcp13\\_081207\\_final\\_nonpaper.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/cop_10/agenda/application/pdf/lcp13_081207_final_nonpaper.pdf)

## 【ノンペーパー概要】

### 序文

- 以下の点については明白な科学的証拠がある。
  - ✓ 気候変動による最悪の影響を阻止するには、附属書 I 締約国全体の排出量を 2020 年までに 1990 年比 25-40%削減する必要がある
  - ✓ 世界の排出量は今後 10-15 年以内にピークに達しなければならない
  - ✓ 世界の排出量を 2050 年までに 2000 年比半分以下の水準にまで削減する必要がある
- 実施を強化し、約束を強め、AWG を含めた条約および議定書規定の他のプロセスでの進展と成果も考慮に入れる必要があるとの認識を示す。

### 本文

- 条約の究極目標の達成のため共通だが差異ある責任と能力に応じてビジョンを共有する
- AWG の成果を踏まえて「全ての先進国締約国が温室効果ガスの排出源からの人為的排出量および吸収源での除去量に関し、量的な国内排出目標」を検討することを含め、緩和行動を強化する。
- 2013 年以降の長期協力プロセスに関しては 3 つのオプションを提示
  - ✓ 全ての将来の交渉に関する予見のない「対話」
  - ✓ 期限なしアドホックワーキンググループ
  - ✓ AWG プロセスと組み合わせる期限なしアドホックワーキンググループ

\*どのオプションをとる場合も、2008 年 6 月に予定される SB 28 の前に、第 1 回の公式会合を開催し、2009 年の COP15 に報告されるとされている。

### 【議長コメント概要】

- 締約国に対し、それぞれの中央政府や閣僚に議論の現状を伝えるよう求め、火曜日以降、保留事項の解決をはかるべく、地域グループ別の閣僚会議を開催する予定である。
- バリ・ロードマップに関しては、その対象となる期間がどのようなものになるかは不確実である。いくつかの道筋（トラック）を示し、多数の通過点（マイルストーン）を列記するものになるとの考えを示した。
- ロードマップには技術移転や、途上国での森林減少による排出量の削減、適応の実施、適応基金といった問題の進展を図るための道筋と通過点が示される。
- バリ・ロードマップについて、バリ会議終了時の議長宣言という形になるとの見解を示した。

#### 【主な締約国の反応】

- サウジアラビア：これまでの主張の多くが排除されたことに対して不満を表明した。
- 中国は：全ての先進国による量的な国内排出目標に関する言及について、国別であることを共同ファシリテータに確認した。
- ツバルは：、SIDS（小島諸国）およびLDCs（後発開発途上国）の懸念を草案に反映することを要求した。
- メキシコ：適応については、序文の中でも言及するよう求めた。

翌週にかけて、非公式折衝が続けられている。

（渡邊 政明）

（松本 仁志）

## 2-2. AWG

### ■ 12月3日 AWG プレナリー

AWG 議長の Leon Charles (グレナダ)が AWG 第4回再会合の開会を宣言し、本会合では、作業計画とスケジュールの見直しを中心に議論したいと述べた。また、第1約束期間と第2約束期間との間に空白期（GAP）が生じぬよう作業予定表を完了させる任務を受けていることを締約国に対して再確認した。

その後、締約国グループと NGO が様々な声明を発表した。主な内容は以下の通りである。

#### オーストラリア（アンブレラグループ）：

- AWG はバリ・ロードマップの重要な構成要素である。
- 2012年以降の枠組みについては、他のステージとも連携して2009年合意を視野に入れ、同時期に進めていかねばならない。
- 他の国々とも連携しながら成果を生み出していきたい。

#### パキスタン（G-77/中国）：

- 議定書3条9項に基づく AWG の義務は、附属書I国の大幅で野心的な数値目標の設定であり、他とは関係なく実施されるべきである。
- 先進国が遅くとも2009年までに排出削減目標を決めることが必要であり、ナイロビで合意した作業計画を実施していかねばならない。

#### グレナダ（小島嶼国連合（AOSIS））：

- 小島嶼後発途上国（SIDS）に対する気候変動の影響回避を、2013年以降の合意のひとつのベンチマークとすべきである。
- 2009年までの残り2年間のスケジュールを早急に決める必要がある。

#### ポルトガル (EU) :

- 低炭素社会への移行が政治的な優先課題であり、ウィーン会合での“附属書 I 国全体で 2020 年までに 1990 年比で 25-40%の削減”を認識している。
- 京都議定書 9 条の下での第 2 回見直しも含めて、AWG と他のプロセスの作業の連携が必要である。

#### 気候行動ネットワーク (CAN) :

- IPCC では非常に明確にメッセージを出している
- 附属書 I 国は、本会合でウィーン会合を踏まえて大規模な排出削減幅について合意をすべきである

#### 持続可能な発展のための世界経済人会議 (WBCSD) :

- 長期にわたるカーボンマーケットの安定には法的拘束力のある数値目標を維持することが必要である。

AWG の Charles 議長が議長を務めるコンタクトグループの設置が決まり、翌週のプレナリーに向けての議論が開始された。

#### ■ 12 月 5 日 コンタクトグループ

議長より提示された作業プログラムとタイムテーブルに関するドラフトを基に、協議が行われた。なお、京都議定書の批准を表明したオーストラリアが参加することになり各国が歓迎の意を示した。オーストラリアも AWG がこれまでに出した結論を支持するとした。

主な国の発言内容は以下の通りである。

#### 南アフリカ (G-77/中国)

- 2020 年までに 1990 年比で 25-40%という附属書 I 国の排出削減幅はウィーンで合意済みであり、今回の作業プログラムでは必要ない。
- 第 2 約束期間にその他の温室効果ガスがさらに対象化されるなどといった新要素が加わる場合は、ウィーンで合意された排出削減幅は上積みさせる必要がある。

#### 日本

- AWG は“バリ・ロードマップ”の重要な要素である。
- 科学的な分析に基づいた“正式な”交渉の場とすることが重要である。
- 議定書 9 条のレビューとの調整も必要である

#### EU

- やるべきことはたくさんあり、直ぐにスタートしなければならない。
- 議定書 9 条レビュー等他とのリンケージも必要だが、限られた時間の中で慎重

に対応する必要がある。

#### ニュージーランド

- LULUCF(土地利用・土地利用変化・森林)における 2013 年以降のルールづくりの議論が必要である。

ダイアログや議定書 9 条とのリンクに関しては、中国はじめ途上国の反対が大きい。非公式協議で引き続き検討が続けられることとなった。

(松本 仁志)

### 2-3. 京都議定書 9 条に基づく第 2 回レビュー：スコープと内容 (CMP agenda11)

#### ■ 12 月 5 日 COP/MOP プレナリー

Witoelar 議長より、バリ会議において素晴らしい成果を出すことが必要不可欠であるとのコメントの後で協議が始まった。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書 (AR4) により早期の地球規模での対応の必要性については多くの締約国で共有できているものの、本件に関しては、先進国が包括見直し案に支持を表明する一方で、途上国は附属書 I 国の約束の実施をまず行うことが重要であることを強調し、意見が大きく分かれている。

主な国の発言内容は以下の通りである。

#### ノルウェー

- 炭素回収貯留 (CCS) や国際バンカー燃料油、太陽光エネルギー等を取り込む必要がある。

#### EU

- 炭素市場、土地利用・土地利用変化 (LULUCF)、特権と免責事項などのインプットが必要である

#### 中国

- 第 2 回見直しが京都議定書の書き換えの機会となってはならない

#### アルゼンチン

- 森林減少由来の排出量について考慮する必要がある。

Raphael Azeredo (ブラジル) および Adrian Macey (ニュージーランド) が共同議長を務めるコンタクトグループが設置された。

#### ■ 12 月 6 日 コンタクトグループ

Macey 共同議長が京都議定書第 4 回締約国会合 (COP/MOP 4) までの見直し作業の範

囲、作業内容、準備事項などに関する意見を募った。

主な発言内容は以下の通りである。

#### 見直し作業の範囲

- 京都議定書を台無しにするものである（AOSIS、G77/中国）
- 現行の約束（コミットメント）の実施をまず行うことが重要である（アフリカグループ、スイス、中国、インド、インドネシア他）
- 途上国が新たに約束を担うという考え方は全く論外である（インド）

#### 内容

- すべての主要排出国が参加するための仕組みづくりが重要である。（日本）
- 森林減少、適応、国際バンカー油、カーボン市場への対応が必要である。（日本、EU）
- セクター毎の効率指標などの導入が必要である。（日本、EU 他）
- 法的拘束力をもたせる遵守システムを早急に導入する必要がある（サウジアラビア）
- 適応と資金問題が重要である（EU、イラン、南アフリカ、サウジアラビア）

#### 準備事項

- AWG を含めた他のプロセスとの連携を図るべきである（AOSIS、EU、カナダ他）

その後、非公式協議が続いている。

（松本 仁志）

## 2-4. ロシア提案（CMP agenda20a）

### ■ 12月5日 COP/MOP プレナリー

第26回補助機関会合（SB 26）開催中に行われたワークショップについて振り返り、各国が意見を表明した。

#### <ロシア連邦概要>

- 目的  
非附属書 I 締約国が UNFCCC 条約 2 条の究極目的へ貢献するための魅力ある仕組みを作ること。
- 提案手法
  - ①「京都トラック」  
COP/MOP が締約国の附属書 I および附属書 B 加入を認める簡素化手順。
  - ②「条約トラック」  
途上国による国別の自主的約束を支援する手法を策定する。

「絶対値目標」「相対値目標」「政策目標」など、自主性に任せる。

何らかのインセンティブが必要。

なお、SB26 の際のプレゼンテーション資料は以下の UNFCCC サイトから入手可能。

[http://unfccc.int/meetings/workshops/other\\_meetings/items/3971.php](http://unfccc.int/meetings/workshops/other_meetings/items/3971.php)

締約国の主な意見は以下のとおりである。

#### 賛成意見

- ロシア提案を歓迎する (EU、ベラルーシ)

#### 反対意見

- 2013 年以降の枠組みと結びつけることには反対 (インド、サウジアラビア)

#### その他意見

- 附属書 B に記載されている締約国は数値目標を撤回してはならない (CAN ネットワーク)
- “条約トラック”が今後バリ・ロードマップの一部となる可能性がある (カナダ)
- 京都議定書 9 条のレビューとの関連を考える必要がある (日本、オーストラリア、ニュージーランド)

Djismun Kasri (インドネシア)を議長に非公式協議が続けられている。

(松本 仁志)

## 2-5. ブラジル提案の科学的・方法論的側面

日時：2007 年 12 月 5 日 (水) 13:00~15:00

### ■ 背景

- MATCH process  
(MATCH: Modeling and assessment of contributions to climate change)
  - ・異なる排出源 (地域、国、セクター等) による気候変動への影響を計算
- スケジュール
  - ・2007/5 SBSTA26 におけるマンデート更新とスケジュール合意
  - ・2007/10/31 SBSTA への最終レポートの提出
  - ・2007/12/5 SBSTA27 での In-session special side event (本セッション)
  - ・2008/3/7 各国が見解を提出
  - ・2008/6 SBSTA28 近辺での公式な検討

## ■ 結果

### 1. Uncertainties along the cause-effect chain

(Michael Prather, University of Irvine, USA)

- 下記の手順による方法を開発  
「人間の活動」 → 「温室効果ガス排出」 → 「大気構成の変化」 → 「気候変動」  
(各ステップでの不確実性を考慮)
- モデルとデータセットによる計算の結果、附属書 I 国の 1990-2002 年の排出により、2003 年で 0.11°C の表面温度の上昇 (-27%~+32% の不確実性)
- 我々の判断では不確実性は ±10% から ±20% の間

### 2. Reconciling historical emissions from forestry

(Joyce Penner, University of Michigan, USA)

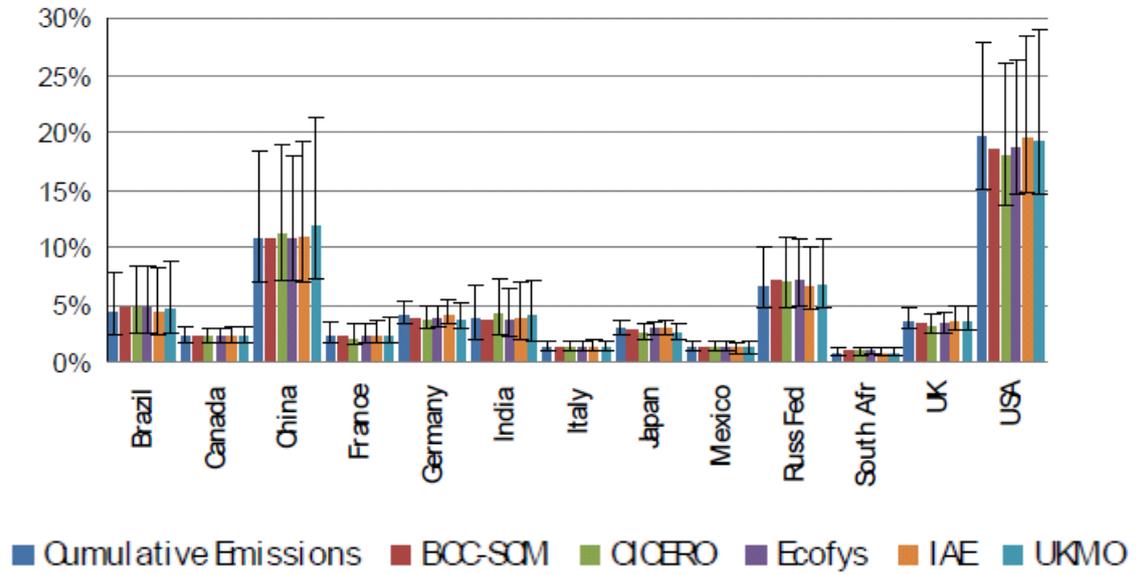
- LUCF の排出量を計算するのに用いた 4 手法
  - ✓ Inverse models
  - ✓ Bottom-up inventories (e.g. UNFCCC)
  - ✓ Book-keeping method (e.g. Houghton)
  - ✓ Biogeochemical models (e.g. Jain & Young)
- 土地利用変化における 5 種類のデータセットを使用し、上記手法と組み合わせ
- 結論
  - ✓ ラテンアメリカ、米国、世界全体での二酸化炭素交換量を計算
  - ✓ データセットを含むプロセスにより計算結果に大きな差異

### 3. Regions' and countries' contributions to temperature increase

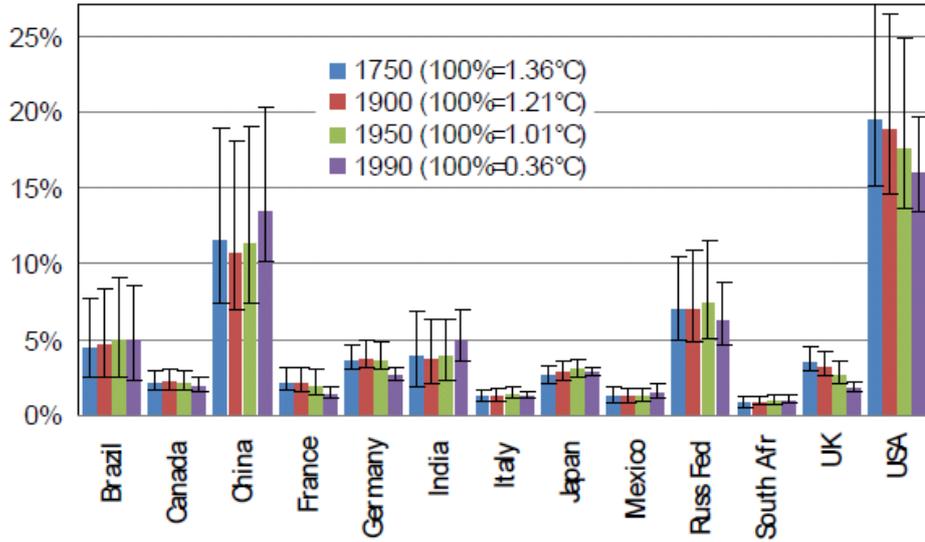
(Niklas Höhne, Ecofys, Germany)

- 不確実性を含む国・セクターレベルでの過去の排出を分析 (4 パターン)

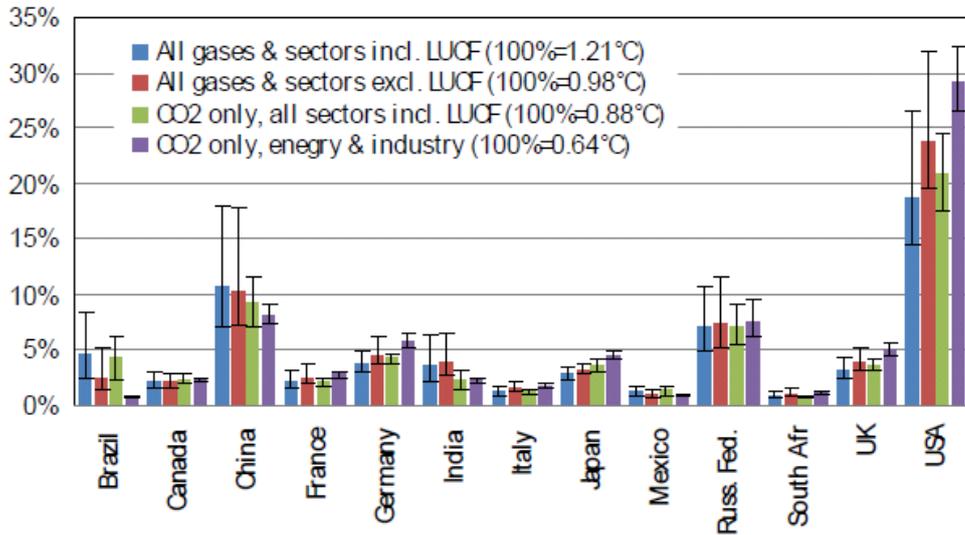
1) 累積排出量と5モデルの温度比較



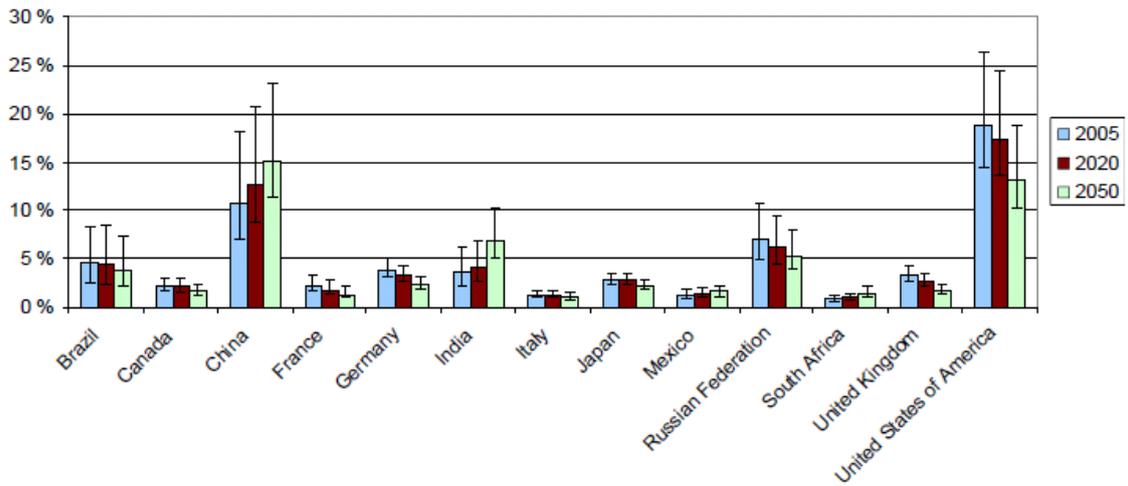
2) 開始時期の影響



### 3) 対象とするセクターとガスの違いの影響



### 4) 将来の排出量の影響



#### ➤ 重要な要素

- ✓ 過去の排出量の不確実性
- ✓ 開始時期の選択
- ✓ LUCF、CH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>O を含むか否か

#### ■ 要約

- 科学的知見、過去のデータセット、モデリングツールの整備
- 絶対温度への影響における不確実性は±30%
- 全結果はピアレビューを行っており、将来的には IPCC 報告に含まれる見込み

(質疑等)

- Q. 今回の成果は、2012年以降の枠組み検討にどのように反映されるのか？
- A. 個人的意見だが、幾つかあるオプションの一つとしてインプットされると考えている。
- Q. 表の中にインドがあったが、過去にインドはイギリスから独立し5つの国に分かれた経緯がある。その頃のデータはどのように計算されているのか？
- A. 地理的な面から、現在の領土にあたる部分で算出している。
- Q. 産業セクター（鉄鋼、セメント）毎のデータはないのか？
- A. 運輸部門についてはペーパーが一つあるが、鉄鋼・セメントのようなセクターでのデータは知らない。
- Q. 長期になると不確実性が高くなると思われるが、それを低くする方法としては何が考えられるか？
- A. 京都議定書により各国のインベントリが整備されつつある。1990年以降ならそのデータを使って計算することで不確実性を低くすることが可能と思われる。
- Q. 森林の火災による排出はデータに考慮されているのか？
- A. 幾つかのデータセットでは考慮されているが、他はされていない。

(柴田 憲)

### 3. CDM・JI関連

#### 【第一週（12月3日～8日）の概要】

CDM/JI 関連では、恒例の CDM 理事会(EB)、JI 監督委員会(JISC)それぞれの Q&A セッションが行われた他、COP/MOP 関連議題が全体会合、コンタクトグループで議論されている。CDM については、多くの国が EB の作業に対する満足感を表しつつも、EB と CDM に関する手続きには更なる改善が必要だと述べた。一方 JI については、トラック II の手続きに関する指摘があった程度で特別大きな議論はなかった。

#### 3-1. CDM理事会Q&Aセッション

2007年12月5日（水） 13:00～15:00

恒例の CDM 理事会の Q&A セッションが5日（水）に開催された。メンバーの自己紹介の後、すぐに Q&A が行われた。会場は立ち見が出るほどの盛況であった。

#### ■ Q&A

##### Q1.

京都議定書には CER,ERU など多くのフレキシブルなメカニズムがあるが、補足性の原則とは具体的に何%と考えればよいのか？（韓国）

##### A1.

- EB としてコメントする立場にない。（Stehr 議長）

##### Q2.

京都メカニズムの主目的は途上国への支援のはずだが、現状はマーケットメカニズムに重点が置かれすぎているのではないか？（不明）

##### A2.

- 持続可能な成長（SD）については COP で議論している。CDM においてもホスト国が SD を審査する。重要な問題であるが、EB のスコープではない。（Stehr 議長）
- EB はマラケシュアコードに基づいて動いている。ホスト国が SD をしっかり審査することが重要である（Muyungi 理事代理）

##### Q3.

セクター CDM、プログラム CDM を注目している。追加性など今後の展望についてどのように考えているか？（ダウケミカル）

##### A3.

- プログラム CDM についてはガイダンスが既に出ており第 1 約束期間でも適用可能で

ある。セクターCDMについてはまだ決めるべきことが多い。COP/MOP 決定が必要であり、2013 以降になるだろう。(Olsen 理事)

Q4.

モニタリングについて、EB がもっと厳しくコントロールすべきと考えるがいかがか？  
(国不明 DNA)

A4.

- バリデーション、ベリフィケーションについては DOE に求められており、EB で扱う範疇ではない。(Carlino 理事)

Q5.

本日午前中の「COP/MOP への活動報告」を聞いた。EB の改善の現状および今後の計画についてはどのように考えているのか？ (不明)

A5.

- 完璧とはいえないが少しでも改善する方向へ向けて“Learning by doing“で努力している。不承認ケースについてもその理由をオープンにしている。(Stehr 議長)
- 明確性にまだ欠けている部分があるが、新追加性ツールも用意して、少しでも効率的、明確かつ簡易になるように努力をしている。(黒木理事)

Q6.

追加性についてもいろいろ問題があると思うがどう考えるか？ (バークレー校)

A6.

- 追加性に問題があるのご意見と受け止めた。いろいろな考えがあるだろう。(Stehr 議長)
- CDM は、排出枠のない非附属書 I 国での削減分を附属書 I 国の排出枠に上乗せして認める仕組みのため、厳格な追加性の確認は必要である。しかし、追加性の証明が難しいという点には同意する。追加性については、異なる見方を尊重するため DOE、DNA、EB の 3 つのスクリーニングを実施している (Miguez 理事)
- 以前は別として、最近の追加性ツールでは、ほぼ 100% の領域をカバーしているはずである。(黒木理事)

Q7.

排出削減に関する法律ができた場合、CDM のベースラインの取り扱いはどうなるのか？  
(不明)

A7.

- CDM がなかった場合がベースラインである。基本的にはその法律がベースラインとな

るが、実態として機能していない場合などは別のベースラインもあり得る。(黒木理事)

Q8.

プログラムタイプ CDM で例えばソーラークッカーを導入場合、PoA の元の CPA 毎に PDD を作成するというのは現実的ではない。CPA をバンドリングするような PDD は認められるのか？プロジェクトごとの判断ならガイダンスを出してもらいたい。(クライメートエキスパート 松尾氏)

A8.

- 非常に興味深いが、技術的に細かいので個別にお願いしたい。(Stehr 議長)
- 手続き上はあまり限定して考えていない。何か問題があれば EB としても対応していきたい。(Hession 理事代理)

(松本 仁志)

### 3-2. JISC Q&Aセッション

2007年12月4日(火) 13:00~14:00

まず JISC 議長の Fatou Gaye から JISC の活動状況、UNFCCC 事務局の James Grabert から財政状況の紹介があった。その後質疑が行われた。

#### ■ JISC 活動報告 (Gaye 議長)

- JISC の責務
  - ✓ CMP への助言と報告
  - ✓ プロジェクト設計書 (PDD) 様式の開発
  - ✓ ベースライン設定およびモニタリングに関するガイダンスの策定
  - ✓ JI トラック 2 の監督 (supervision)
  - ✓ IE の認定
  - ✓ ガバナンス
- プロジェクトの現状
  - ✓ 100 件 (2008 年~12 年の排出削減量 165 百万 t・CO<sub>2</sub> 相当以下) の PDD が提出
  - ✓ ロシアが 50 件で半数を占める。その他、ウクライナ (17 件)、ブルガリア (8 件)、リトアニア (7 件)、ポーランド (7 件) など計 11 カ国
  - ✓ 技術的には再生可能エネルギー、メタン回収、省エネ、燃料転換など多岐にわたる

- ✓ 初の有効性決定 (determination) が 2007/3/26 に行われる見込み  
“Switch from wet-to-dry process at Podilsky Cement”

## ■ Q&A

- Q. 事務局としてプロジェクト参加者を奨励するようなことは考えていないのか？  
A. 基本的に国の仕事と考えている。
- Q. トラック II で始まったプロジェクトを途中からトラック I に変更することは可能なのか？  
A. まず国が適格性を満たすことが求められる。また実際の移行に際しては、手続きの中でのタイミングが重要である。
- Q. CDM では方法論の提出が可能だが、JI ではそれがない。どのように対処すべきか？  
A. 大きくは以下の 2 つがある。
  - ・ CDM の方法論に従う
  - ・ PDD を通して、自らのアプローチを示すまた既に成功している PDD を参考にすることも考えられる。
- Q. 二酸化窒素について、欧州には排出を抑制する議定書があるが、その場合の削減プロジェクトの追加性はどのように考えれば良いか？  
A. ダブルカウントを防ぐように、ガイドラインに従って各国が判断する。
- Q. ユニラテラル JI はトラック I、II のどちらなのか？  
A. 有効性決定のタイミングによる。

(柴田 憲)

### 3-3. 京都議定書方法論問題 (Agenda Item9)

#### 3-3-1. HFC-23 回収・破壊プロジェクト

HFC-23 破壊 CDM プロジェクトからの排出権獲得を目的とした HFC-22 生産設備の影響について検討し、CDM 理事会に対するガイダンス文書を盛り込んだ決定書を作成することを目指している。

12月4日の全体会合において、EUは新規HFC-23施設によるクレジットは悪影響があり賛成出来ないとした上で、別な資金メカニズムを設置するよう提案した。中国はHFC-23の段階的廃止を2040年から10年早めることを発表し、この問題に対する自らの取り組みへの理解を求めた。日本はHFC-23施設が稼働している現実を考慮すべきとして、この分野のCDMプロジェクトを進めるべきと述べた。またセネガル、アルゼンチンは新規HFC-23製造施設からのクレジット発行に反対した。

Marcela Main (チリ) と Klaus Radunsky (オーストリア) が協議の進行役として結論書草案を作り、12月11日のSBSTAでの採択を目指す。

### 3-3-2. 小規模新規植林・再植林CDM

現在、純吸収量が年間8,000万t-CO<sub>2</sub>未満で、ホスト国が定義する「低所得者地域」において開発・実施されたものと定義されている小規模新規植林・再植林CDMの上限引き上げに関する議論である。本会合では、特にリーケージの推定を含め社会経済環境影響などの問題に関する各国の経験を踏まえて、CDM理事会に対するガイダンス文書を盛り込んだ決定書を作成することを目指している。

12月4日の全体会合では、コロンビア、パキスタン、パラグアイ、日本、セネガル等が小規模新規植林・再植林プロジェクトの上限引き上げを支持した。一方、ツバルは上限変更を不要とした上でA/Rプロジェクトのためのファンドが有効とし、インド、ブラジルも反対した。

Marcela Main (チリ) と Klaus Radunsky (オーストリア) が非公式協議を開催し、結論書草案、可能ならばCOP/MOPでの採択のための決定書草案を作成する。

### 3-3-3. CDMプロジェクトとしてのCO<sub>2</sub>回収・地中貯留(CCS)

CO<sub>2</sub>回収・地中貯留(CCS)をCDMとして認めるか否かについての検討であり、COP/MOP4で決議を取ることを目指し、COP/MOP3までに検討することとなっている。

12月4日の全体会合では、削減ポテンシャルの大きさからパキスタン、クウェート、ノルウェー、カナダ等はCCSをCDMに入れることに支持を表明した。日本はIPCC特別報告書やIEAのGHGレポート等多くの報告が出ているとし、これらを効果的に活用すべきとした。EUは技術面、経済面、規制面での検討での検討が必要とした。一方、ミクロネシア、ツバル、ジャマイカ、インド、ブラジル、セネガル等は主にリスク面から反対した。中国は技術的な問題を取り上げ、来年の最終決定に向けて更なる作業が必要とした。コンタクトグループを開催し、12月11日のSBSTAで議論する結論書草案を作成する。

12月6日に行われたRadunsky (オーストリア) とMain (チリ) を共同議長とするコンタクトグループでは、Radunsky共同議長が時間的な制約からCOP/MOP4で決議を取るためのプロセスに関する話し合いに専念すること、次のSBSTA(ボン)に向けて技術面はEBでの検討に任せて政策面の議論に焦点を絞ることを提案した。日本は技術的成果としてのIPCC特別報告書を取り上げ、COP/MOP4へのプロセスの議論だ

けで十分かと疑問を呈した。カナダはCCSに関するワークショップを既に2度行ったと述べ、技術的問題については方法論としてEBが対応すべきことであるとし、長期的な賠償責任に関する論点を強調した。引き続き非公式協議が行われる。

(柴田 憲)

### 3-4. その他COP/MOP関連議題

#### 3-4-1. CDM関連 (Agenda Item5)

12月5日の全体会合では、CDM理事会のHans議長が年次報告書(FCCC/KP/CMP/2007/3)について説明し、現時点で900ものプロジェクトが登録され、生み出されるCERsは26億トンを超えるとして、今後の管理上の課題を喚起した。

数カ国の代表がCDM理事会の作業に対する満足感を表したが、EBとCDMに関する手続きの改善を求める声もあった。EUはEBの意思決定における効率性と透明性の向上を求めた。日本はEBの負荷軽減に加え、新規プロジェクト登録時の追加性評価の厳格化による負荷増大への懸念とエネルギー効率化プロジェクトの促進について述べた。スイスが環境十全性グループの立場から、COP/MOP4までにCDMに関するアセスメントを実施するよう提案し、国際排出量取引協会(IETA)がこれを支持した。

数カ国がCDMの衡平な地理的分布とキャパシティビルディングについて検討する必要があると強調した。カンボジア、タンザニア、ベニン、トーゴ等が小規模CDMの展開やナイロビフレームワークの実施といったそれぞれのニーズについて述べた。ツバルは超臨界石炭発電の拡大に対する懸念を表明した。

12月7日に行われたコンタクトグループでは、共同議長のJohn Kilani (カタール)とGeorg Børsting (ノルウェー)から下記のような構成からなる決定書草案について説明した。

- I. 一般的問題
- II. ガバナンス
- III. 方法論と追加性
- IV. 地域分布とキャパシティビルディング
- V. CDMの作業のための資源

主な締約国の発言は以下の通りである。

#### スイス (環境十全性グループ) :

- CDMの改善は次へのステップにむけて本質的な課題である

- EBの作業においては更なる透明性の確保が必要である。
- EB、パネル、認定運営機関(DOE)と指定国家機関(DNA)など主要な関係者を対象とするこの提案が、ボトルネックやキャパシティビルディングおよび訓練上のニーズを明らかにすることを期待する。

#### ブラジル

- このコンタクトグループの権限外のものも含まれる可能性がある
- DOEの評価は支持する。

#### コロンビア、インド

- スイスのEBの作業における透明性の必要性に同感。

#### 中国：

- ガバナンスに関する文章の表現が弱い。もっと強い表現が望ましい。

#### ガーナ：

- アフリカ地域（特にサブサハラ地域）のニーズを考慮に入れたCDM方法論が必要である。
- プログラムCDM、非再生可能バイオマスに期待している

#### ケニア：

- 非再生可能バイオマス、小規模CDMに期待する。

#### インド：

- 廃棄物管理及びCDMプロジェクトの分野別分布が課題である。
- CDMの下での技術投資の大半は非附属書I締約国自体が行っている実態がある。

#### ジャマイカ (AOSIS)

- プロジェクト開発および現地専門家の養成などキャパシティビルディングを目的とする資金調達を提案する。

引き続き、非公式での協議が続けられている。

### **3-4-2. JI関連(Agenda Item6)**

12月5日の全体会合では、JISCのFatou議長が、年次報告書(FCCC/KP/CMP/2007/4)について説明し、JI監督委員会が自己資金により資金調達が可能となるのは早くとも2010年になると指摘した。EUは、JIはエネルギー効率化と環境に優しい技術を推進し附属書I国におけるコスト効率的な排出削減をする重要なツールであると述べた。日本はプロジェクト数の少なさ、資源の不足、リスクマネジメントの問題に対して貢献する意思を示した。IETAは企業及び産業界の立場から、最終の有効性決定に至っているのは2プロジェクトしかないことから、トラックIIの手続きのスピ

ードアップを要求した。

12月7日に行われたコンタクトグループでは、共同議長のFeiler（ハンガリー）が検討事項として以下の4つを挙げた。

- J I の運営計画（2008-2009）
- 資源の問題
- J I S C から勧告のあった料金徴収（**fee structure**）の改訂
- JIトラック I に関する事務局へのガイダンス

事務局はアクセスを容易にするためのトラック I と II の全体像が示されていないこと、国際取引ログでは個々のプロジェクトの識別子が必要であること、全ての J I プロジェクトの概観を示すのに W e b の活用が考えられることを示した。E U と日本は示された問題に関して草案を作成することを支持した。E U は、資金状況に対処するには各国から資金がタイムリーに提供される必要があると指摘し、JIトラック I に関しては簡易さ等主に技術的問題から W e b 利用の解決策を支持した。共同議長が決定書草案を作成する。

（柴田 憲）

## 4. その他の議題

### 4-1. 森林減少による排出量の削減について（COP議題7、SBSTA議題5）

世界の温室効果ガスの約 20%が森林の過剰伐採や農地への利用転換などによる森林減少由来と考えられているが、現行の京都議定書では森林減少を防止することによる排出削減は評価されない。これに対するインセンティブ案としては「クレジット方式」や「基金方式」などが提案されており、今回の SBSTA27 で何らかの結論が出るか注目される。

#### ■ 12月4日 SBSTA プレナリー

事務局より提出文書(FCCC/SBSTA/2007/MISC.14 and Add.1-3)の報告があった。早期の行動開始、キャパシティビルディング、適切な資源の考慮に関しては多くの国が言及し、パイロットプロジェクトに対する支持を表明する国も数カ国あった。主な発言は以下の通りである。

- 国レベルより小さい地域に注目する手法を支持する。(コロンビア)
- 安定化基金方式を提案する。(ガボン)
- 国際機関および技術能力向上に係る諸国の参画を支持する。SBSTA に情報を提供するためのパイロット活動も支持する。(米国)
- 森林減少を 2013 年以降の枠組に加えるべきである。(EU,カナダ他)
- 森林減少を市場メカニズムと結びつけることには反対である。(ブラジル)

Hernán Carlino (アルゼンチン)と Audun Rosland (ノルウェー)を共同議長とするコンタクトグループが設置された。

#### ■ 12月5日 コンタクトグループ

SBSTA 26 から付託された COP 決定書草案をたたき台とした審議が行われた。いくつかの締約国が、森林劣化 (degradation) とパイロット活動について強調しつつ、もっと野心的な文面にすべきであると主張し、迅速な行動を求めた。主な発言は以下の通りである。

##### ブラジル

- もっと積極的なアプローチが必要であり、特に附属書 I 国などの締約国による資源の動員を求める。(多くの途上国が賛同)

##### EU

- まず、交渉手順を明確にする必要である。

#### ガーナ

- 森林保全のための補償基金を設置することを要請する。

午後からは非公式協議が続けられている。12月8日に予定されていたコンタクトグループも急遽、非公式協議に変更になり、翌週に持ち越された。

(松本 仁志)

#### 4-2. IPCC報告 (SBSTA agenda7)

COP 13 では、IPCC 第 4 次評価報告書 (AR4) をとりあげる (agenda5)。具体的には SBSTA において AR4 について検討し、COP に助言する。AR4 は、11 月 12 日 (月) から 17 日 (土) まで、スペイン・バレンシアで開催された第 27 回総会で統合報告書が受諾された。

政策決定者向け要約 (SPM) の構成は以下の通り。

1. Observed changes in climate and its effects (観測された気候変化とその影響)
2. Causes of change (変化の原因)
3. Projected climate change and its impacts (予測される気候変化とその影響)
4. Adaptation and mitigation options (適応と緩和オプション)
5. The long-term perspective (長期的な展望)

なお IPCC はノーベル平和賞の受賞が決定しており、10 日 (月) にオスロで授賞式が行われる。

#### ■ 12 月 4 日 SBSTA プレナリー

IPCC 事務局長の Renate Christ は、AR4 統合報告書政策決定者向け要約 (SPM) の主要な結論を中心にプレゼンテーションを行った。

#### インドネシア

- レポートとして非常に良いものができた、ローカルなモデル研究が必要である、と表明。

#### ポルトガル (EU)

- 2009 年中旬までに最新の報告書を作成するよう IPCC に要請することを提案。

各国からあがった意見に関し、Ismail Elgizouli (スーダン) と Jean-Pascal van Ypersele (ベルギー) をファシリテータとする非公式協議を開催することが決定した。

■ 12月7日 IPCC・AR4 ブリーフィング

IPCC の Rajendra Pachauri 議長が AR4、特に 11 月に受諾された統合報告書について紹介し、さらに IPCC の執筆者数名が統合報告書について詳しくプレゼンテーションを行った。その中で、トピック 6 「確固とした結論、主要な不確実性」が結果的に SPM から削除されたことを述べた。

※参考

- IPCC AR4 統合報告書・政策決定者向け要約ダウンロード
  - ✓ 原文：[http://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar4/syr/ar4\\_syr\\_spm.pdf](http://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar4/syr/ar4_syr_spm.pdf)  
(IPCC ウェブサイトより)
  - ✓ 和訳：<http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/interim-j.pdf>  
(文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省仮訳、環境省ウェブサイトより)
- GISPRI ウェブサイト IPCC 関連ページ  
：<http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/ipccinfo.html>

## 5. サイドイベント

COP13 及び COP/MOP3 の開催期間中、各国政府代表団の交渉と併行してメイン会場敷地内及び近隣のグランドハイアットホテルにおいて、UNFCCC 事務局、各国政府、国際機関、研究機関、NGO などが主催するサイドイベントが行われている。UNFCCC 事務局公認のものが約 190 件、非公認のサイドイベントも多数開催されている。各国政府代表や有名な専門家などがスピーカーとして参加しているものもあり、興味深いものが多い。

### 【その 1】

テーマ：NGO Bali mandate

主催：CAN(Climate Action Network) International

日時：12月4日（火） 13：00－15：00

概要：

#### ■ Kat Watts (CAN Europe)

- ・ IPCCによる明確なメッセージ
  - ✓ 2℃以内に抑えることが必要：政治の責任
  - ＜具体的数字＞
  - 少なくともこれ以下が必要（基準年は 1990 年）
    - 2030 年までに先進国は GHG 排出量▲30%
    - 2050 年までに先進国は GHG 排出量▲80%
    - 2050 年までに全世界で GHG 排出量▲50%
- ・ CAN の考える Global Framework は以下の 3トラック
  - (1) 京都トラック
  - (2) 脱炭素 (Decarbonization) トラック
  - (3) 適応トラック

#### 京都トラック

- ✓ 法的拘束力必要
- ✓ 2℃目標に向けて第 1 約束期間以上の大幅削減
- ✓ 新興工業国も例えば以下のような指標に基づいて自動的に参加する  
(GDP あたりの排出量、歴史的責任等)

#### 脱炭素トラック

- ✓ 先進国排出を仮に 0 にしても、途上国の排出を放置すれば 2050 年▲50%は達成できない
- ✓ インセンティブを与えて参加拡大が必要  
例：CDM の改善、技術と資金の移転

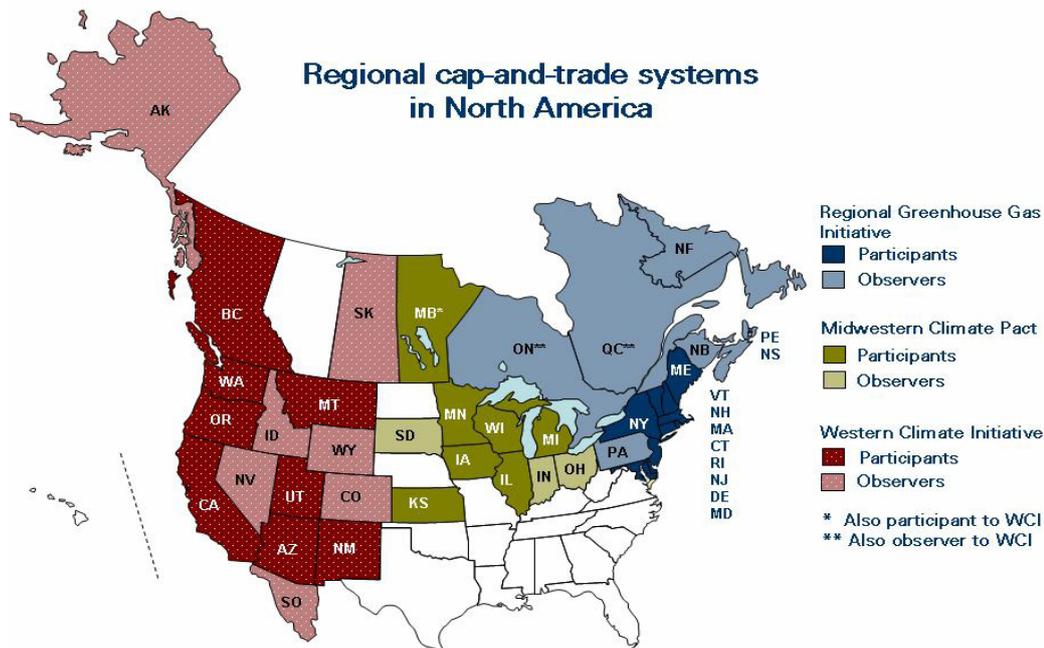
#### 適応トラック

- ✓ LDCs (後発発展途上国) と SIDS (小島嶼後発途上国) を対象

✓ 緩和策とのリンク必要

■ Alden Meyer (Union of Concerned Scientists)

- 米国の温暖化への対応は急速に変わっている
  - ✓ 西部、北東部、中西部の州では GHG 排出削減義務化に向けて動いている (WCI、RGGI など)



\*BAU からの削減目標レベルも EU よりも野心的

State/ Region*	1990-2020 GHG Growth	State Goals for 2020 and beyond	Reduction from 2020 baseline
Arizona	144%	2000 levels by 2020; 50% below by 2040	-45%
California	41%	1990 levels by 2020 (AB 32 law); 80% below by 2050	-29%
New Mexico	65%	10% below 2000 by 2020; 75% below by 2050	-31%
Connecticut	33%	10% below 1990 by 2020; 75% below by 2050	-31%
Maine	35%		-33%
New York	20%		-25%
Oregon	52%		-41%
Puget WA	38%		-35%
Rhode Is	37%		-34%
EU	8% (energy)**	20% -30% below 1990 levels by 2020	-26% to -35%

出展：発表者プレゼン資料

- ✓ 連邦政府の行動を求めるビジネスリーダーが増えている
  - 全米トップ10の電力会社のうち5社が Cap&Trade 賛成
  - ウォルマート、フォード、GEなどが排出削減に前向き（USCAP）
- ✓ 国民の受容性が拡大している
- ✓ 上下院の最優先課題となっている
  - Lieberman-Warner 法案（12月第1週可決見込み）
- ・ 今後の見通し（大統領選後）
  - ✓ 民主党大統領は義務的行動をサポートするだろう。共和党の場合やや不透明
  - ✓ 先行する州やビジネス界の圧力により 2009～10年に政府の動きがありそう
  - ✓ EUETS や他のスキームとのリンクは必要
  - ✓ 主要排出国（中国）の動向が連邦政府に影響するだろう

（松本 仁志）

## 【その2】

テーマ： Understanding the CDM: finding the way through the mazu of rules

主催： Climatednet

日時： 12月4日（火） 13：00－15：00

概要：

- Key elements of guidebook on rules for key CDM methodologies  
Axel Michaelowa (Perspectives)
  - ✓ ガイドブックの背景
    - ・ CDM は、EB が「削減量を現実で、追加的で、信頼できるものである」とすることで魅力的なものとなる
    - ・ 主要な原則は何度も論争になってきた
  - ✓ 評価の構造
    - ・ 基本コンセプト、方法論のコンセプト
    - ・ 適用可能条件、プロジェクト境界、ベースラインシナリオと追加性
    - ・ ベースライン排出量、プロジェクト排出量
    - ・ リークージ、モニタリング
  - ✓ 今後のステップ
    - ・ 全ての承認済み方法論への展開
    - ・ UNFCCC 事務局と外部専門家の協業
    - ・ DOE やプロジェクト開発者の経験の統合
- Requirements for Successful Monitoring  
Steve Abrams (ecosecurities)

- ✓ モニタリングが失敗する要因
  - ・ CDM の要求事項への理解が不十分
  - ・ 全てが問題がないように見える
  - ・ プロジェクトの焦点が他にある（生産など）
- ✓ モニタリングガイダンスの必要性
  - ・ 不確実性の評価、結果の適用
  - ・ キャリブレーション関連

➤ Challenges in CDM methodology development and application

Lambert Schneider(Oko-institut)

- ✓ 提出済方法論への挑戦
  - ・ シグナル – ノイズの問題（外部要素、測定、モデルの正確性）
  - ・ データ不足（セクターのデータ）
  - ・ 不確実性（科学面、モデル／手法）
  - ・ ダブルカウンティング（生産者と消費者）
  - ・ リークエージと間接的影響（上流／下流、リバウンド）
- ✓ 可能な改善
  - ・ 方法論の承認プロセス（PP へのフィードバック、ピアレビュー）
  - ・ 方法論の開発（EB ガイダンスや承認／否認された方法論のチェック）

(質疑等)

- Q. VER のプロジェクトが小規模 CDM の市場に影響を与えているか？
- A. 自分の予想より大量の小規模 CDM が実施されている。VER の価格は CER のそれと異なることを考慮する必要がある。
- Q. 直接コミュニケーションを上手く行えば、小さな問題はすぐに解決し、処理が迅速化出来る。コミュニケーションのチャンネルを増やせないか？
- A. 小さな問題はすぐに解決出来るようになりつつある。
- Q. プロジェクト数に関して、森林とそれ以外のプロジェクトのギャップが大きい。どのようにそれを埋めようとしているのか？
- A. 森林の方法論は数多く承認され、EB によりドキュメントも整備されているが、民間セクターの反応が悪い。何が問題かを調べなければならないが、民間セクターが 2012 年以降のリスクを意識しているのではないか。

(柴田 憲)

【その 3】

テーマ：NWP（Numerical Weather Prediction：数値天気予報）に対する IPCC の寄与  
主 催：WMO/UNEP、IPCC

日 時：12月4日 18:00-19:30

出席者：Richard Moss 氏 (WWF、メリーランド大学)

Charlotte Pascoe 氏

Jose A. Marengo 氏

概 要：

IPCC の Task Group for Data and Scenario Support for Impacts and Climate Analysis (TGICA) による活動とサービスを取り上げる。その中でデータの実演、Data Distribution Centre (DDC) 上で利用可能なツールなどを紹介した。

## 1. TGICA について

第一セッションでは Richard Moss 氏が TGICA について解説した。

### ➤ TGICA の目的

・調査研究や3つの IPCC 作業部会で情報共有することを可能にするために、気候変動に関連するデータやシナリオの利用可能性の拡大を促進することを目的とする。

そして IPCC DDC (Data Distribution Centre) はデータやサポートの必要性といったフィードバックを募集していると述べた。

第二セッションでは Charlotte Pascoe 氏が IPCC DDC について詳しく解説した。

➤ IPCC DDCは[www.ipcc-data.org](http://www.ipcc-data.org)にて利用可能である。

➤ DDC のデータは3つのタイプに分類される。

✓ 気候観測

✓ 社会経済学データ及びシナリオ、他の環境変化データ

✓ 気候モデルデータ

➤ DDC の気候観測データは気候のベースラインを描く。

➤ 社会経済学データ及びシナリオは基本的な GHG 排出の駆動力を描き、社会及び経済システムの感度 (適応キャパシティ、脆弱性など) を理解するのを助ける。

➤ 気候モデルデータは8つのシナリオ (Commitment, Pre Industrial Control, 20<sup>th</sup> Century, SRES A2, SRES A1B, SRES B1, 1% to 2x Carbon Dioxide, 1% to 4x Carbon Dioxide) があり、IPCC AR4 でも用いられている。

第三セッションでは Jose A. Marengo 氏が TGICA-Guidance Material と題して TGICA の技術的ガイダンスと他の補助的素材について解説した。その中で、ヨーロッパにおける熱波の指数の変化を表す図 (HIRHAM A2-Regional model-Denmark) を例に取り上げ、2100年までに熱波の頻度、強度、継続期間が増大することを示した。また、南アメリカにおける気候変化予測については、2100年までに激しい降雨の頻度が増すことを示した。

(渡邊 政明)

#### 【その4】

テーマ：農業、林業及び家畜からの排出削減について

主催：FAO

日時：12月5日 13:00-15:00

概要：

農業セクターは地球全体の GHG 排出量の 35%以上を占め、森林減少による CO2 排出は全体の 18%、畜産業による GHG 排出は全体の 18%に上る。土地利用変化の評価と農業、林業及び畜産業セクターによる GHG 排出を削減する方法について議論された。

<農業部門における現況>

➤ 需要を押し上げる要因として以下の点を挙げた。

✓ 人口増加

特に途上国において激しい増加が予想される。途上国の人口は 1970 年には 20 億強だったが、2005 年には 50 億人を超え、2050 年には 70 億人を超えることが予測されている。

✓ 所得増加

✓ 食事パターンの変化

現在の水準から 2050 年にかけて、穀物の消費がほぼ一定なのに対し、肉類や乳・乳製品、野菜・油脂、砂糖の消費が増加する。

➤ 非食料セクターにおける需要を押し上げる要因として以下の点を挙げた。

✓ 工業使用

塗料、洗剤、潤滑油等で使用される油糧種子、綿や羊毛等の繊維、ゴム等

✓ 液体バイオ燃料生産

・米国ではトウモロコシ (corn) の 20%、モロコシ (sorghum) の 15%がエタノール生産に使用された (2006 年)。

・ブラジルではサトウキビの 50%以上がエタノール生産に使用された (2005 年)。

・EU では油糧種子の 37%、甜菜の 4.3%、穀物の 0.2%がエタノール生産に使用された (2005 年)。

➤ 供給を押し上げる要因として、生産効率向上を挙げた。

✓ 生産量増加の大部分は農地面積の拡大以上に生産性向上によるものである。

✓ 穀物の生産面積は 5.2%減少したにもかかわらず、穀物供給量は 46%増加した (1980 年-2004 年)。

✓ 窒素系肥料の使用が 36%、リン系肥料の使用が 3%増加した。

<農業由来の GHG 排出の状況とその定量化>

➤ セクター別の GHG 排出量では、林業が 17.4%、農業が 13.5%を占める。

- 森林の役割として、1650GtC（大気中炭素量の2倍以上）の炭素を蓄え、年間2.6GtCの炭素を吸収する一方で、森林減少により年間1.6GtC（GHG排出量の17.4%）の炭素を排出している。
- 中南米における森林減少は深刻で、年間240万haの森林が農地に、年間50万haの森林が飼料作物用の土地になり、2.4億トンのCO<sub>2</sub>を排出していることになる。
- 肥料製造における化石燃料使用により年間2億トンのCO<sub>2</sub>排出、農場でのお化石燃料飼料により9000万トンのCO<sub>2</sub>を排出しているほか、材料や生産品の輸送、農業製品の製造過程等でもCO<sub>2</sub>を排出している。
- 全世界での人為的排出量の内、農業部門におけるメタン排出は51%になる。
- 全世界での人為的排出量の内、農業部門におけるN<sub>2</sub>O排出は70%になる。

#### <排出削減の技術的オプション>

- 林業における緩和措置として以下の点を挙げた。
  - ✓ 森林減少及び森林劣化を減らす。
  - ✓ 植林と再植林
  - ✓ 森林管理への干渉等
- 家畜管理におけるN<sub>2</sub>O削減として
  - ✓ 肥料中の窒素成分の削減（窒素管理）
  - ✓ 肥料管理の改善（肥料の貯蔵及び嫌気性分解）
  - ✓ 施肥技術の改善
- 家畜管理におけるメタン削減として
  - ✓ 生産性、効率性の改善（栄養学及び遺伝学）
  - ✓ 肥料管理とバイオガス生産の改善

を例示した。

また、持続可能な牧草地管理を取り上げ、

- 牧草地は農地の70%を占め、陸上における最大の炭素吸収源である。
- よく管理された牧草地は年間1ヘクタールあたり230–260tの炭素を蓄えることができる。

とした。

排出量を削減する適応オプションとして以下の点を挙げた。

- 穀物の多様化と良質の種子の利用可能性の向上
- 森林減少と森林劣化の速度低減
- 山火事の管理の改善
- 穀物残渣焼却の回避等

政策オプションとして以下を挙げた。

- 規制...課税、罰則

➤ インセンティブ...環境サービスに対する報酬、技術へのアクセス、教育

(渡邊 政明)

## 【その5】

テーマ：ニュージーランドの排出量取引

主催：ニュージーランド政府

日時：12月5日 18:00-19:30

出席者：Adrian Macey 氏

Mark Storey 氏

Bryan Smith 氏

概要：

「全てのセクター、全てのガス」アプローチとしてニュージーランドにおける排出量取引スキームを、特に農業・林業部門に焦点を当てて概説した。

<ニュージーランドの排出量取引 (NZ-ETS) の状況>

- 1) 立方法案がこのサイドイベント開催の前日に上程された。
- 2) 今週または来週、議会で最初に法案が読み上げられる予定。
- 3) 委員会での審議。
- 4) 法案は 2008 年中ごろまでに立法化される見込み。
- 5) 2008 年に決定する約束を維持している。
- 6) 規制を策定
- 7) 実施

<ニュージーランドの背景>

- セクター別ニュージーランドの GHG 排出量では、最大のものが農業によるもので 48.5%、次がエネルギー使用によるもので 43.4%である。
- カーボン・ニュートラル・ニュージーランドへの道のり
  - ✓ ニュージーランドは広く電気自動車を配備した最初の国の一つになる。
  - ✓ ニュージーランドは農業研究の主導的役割を果たす。
  - ✓ 2020 年までに 25 万ヘクタールを新規植林する。
  - ✓ 2025 年までに電力の 90%を再生可能エネルギーとする。
  - ✓ 2040 年までに輸送における人口一人あたりの排出量を半減する。

<NZ ETS の主要な特色>

- 主な特色

- ✓ キャップ・アンド・トレード方式
- ✓ 京都目標遵守
- ✓ 京都ユニット（CERS、ERUs）を遵守のために使用することを可能とする
- ✓ 2013年までに全セクター・全ガスを導入する
  - その点において世界初の制度設計
- ✓ 基本的に上流で義務化し、補助的に中流で目標化する
- ✓ 無料割り当ては行わない
- 導入時期
  - ✓ 2008年1月...森林部門
  - ✓ 2009年1月...液体化石燃料（特に輸送用）部門
  - ✓ 2010年1月...固定エネルギー部門（石炭、ガス、地熱）、製造過程
  - ✓ 2013年1月...農業、廃棄物、他部門
- 排出量取引のユニット
  - ✓ プライマリーのユニットとしては、New Zealand unit (NZU)を使用
  - ✓ NZUは京都ユニットに保証される
- アロケーション
  - ✓ 産業部門と農業部門は2005年の排出量レベルの90%
  - ✓ アロケーションは2025年にフェーズアウトさせる
- リンケージ
  - ✓ 国際的リンケージはニュージーランドにとって不可欠
  - ✓ ニュージーランドのマーケットは比較的小さいものになる

(渡邊 政明)

## 【その6】

テーマ：Joint implementation project in Ukraine

主催：Ukraine

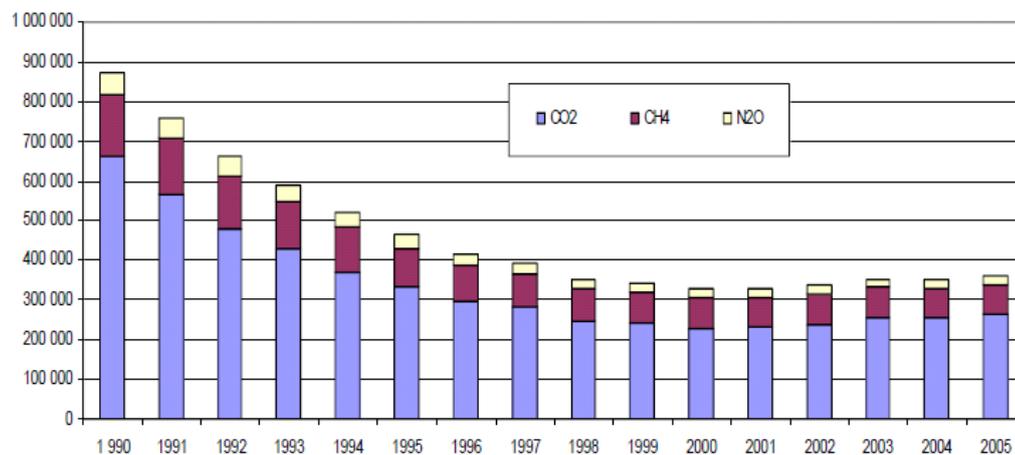
日時：12月5日（水） 18：00－19：30

概要：

- Ukraine's Climate Change Policy Perspectives for the Post Kyoto Period.

✓ 1990～2005年のウクライナの温室効果ガス排出の推移

- ・ 1990年：923,84Mt-CO<sub>2</sub>eq、2005年：418,92Mt-CO<sub>2</sub>eq



✓ 2012年以降の方針

- ・ 排出削減のための税制
- ・ 資金・技術活用による温室効果ガス排出量の20-30%削減の検討
- ・ 次期約束期間は10年以上
- ・ EUETS との域内取引制度の統一 等

➤ Ukraine look into the future

✓ 共同実施 (JI)

- ・ JI を促進するためのガイドラインや手順書の整備
  - 異なるタイプのベースライン方法論
  - モニタリングレポート
  - 追加性テスト
  - ベースライン評価の不確実性
  - GHG ユニットの処理手順 等
- ・ ウクライナ政府による決議草案の準備
  - JI プロジェクトの登録
  - 排出削減量の検査・モニタリングレポートの登録
  - ERU 移転のための合意書の登録 等

✓ グリーン投資スキーム (GIS)

- ・ GIS ファンドの配分
  - カーボンプロジェクト (60%)
  - 多様な目的の投資プロジェクト (35%)
  - キャパシティビルディング (5%)
- ・ GIS プロジェクトの適格性のクライテリア
  - 温室効果ガスの排出削減

- ウクライナの経済発展戦略との一貫性
- 地域経済へのメリット
- 強力な政府のサポート
- 法的・制度的な問題            等

(質疑等)

Q. プログラム JI についてどのように考えているか？

A. 小規模プロジェクトには興味がある。特に省エネルギープロジェクトは大歓迎である。

Q. GIS におけるプロジェクト選定方法の詳細について教えてほしい。

A. 提出された LoE(Letter of Endorsement)を評価することになる。

Q. 長期の視点に立ったとき天然ガス置換等のエネルギー戦略や気候保護方針が重要となるが、それらに関する考え方は？

A. エネルギー分野では石炭の利用割合が高い。石炭発電プラントの効率を改善する方向である。

Q. GIS のボリュームについてターゲットはあるか？

A. GIS 活用のビジョンはあるが、対象とする量は毎年の政府の意思決定による。

(柴田 憲)

## 【その 7】

テーマ：Implementation of Kyoto Protocol in Russia :current status and outlook

主催：National Carbon Sequestration Foundation(NCSF)

日時：12月6日(木) 13:00-15:00

概要：

### ■ JI 概要

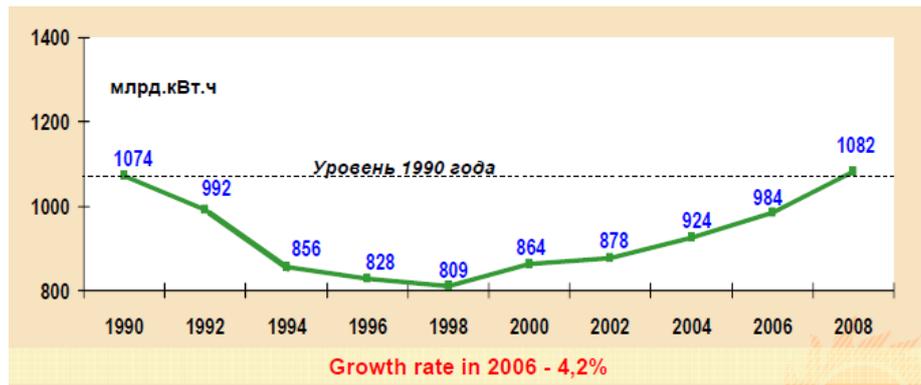
- ・ 進行中プロジェクト ( 件 / Mt-CO2)
  - メタン            19        / 58.7
  - 燃料転換    8 / 9.7
  - 省エネ        8 / 9.3
  - バイオ燃料   6 / 4.6
  - LFG           4 / 7.6
  - APG           3 / 1.5
  - N2O           2 / 5.7
- ・ ポテンシャルはまだ十分ある

■ フォーカルポイント

- MEDT (Ministry of Economic Development and Trade)
- 「方法論ガイドライン」「ERU のセクター毎の制限」「手数料」を 11/30 に整備
- 2007/10/3 に ITL との接続テストを完了

■ 電力セクター

総発電量推移



出展：発表者プレゼン資料

- 電力使用量は 90 年以降 98 年まで減少していたが、その後増加に転じ 2008 年には最高値を更新見込みである（年率換算 4 % 増）
- 化石燃料が 80 % を占める。
- JI ポテンシャル
  - スチームタービン⇒コンバインドサイクル
  - 中小規模水力発電
  - 地域暖房の改善

■ カーボンマーケットへの影響

- 2007 年の EU カーボン市場は 160 億ユーロ。EUETS 73%、CDM 26%、JI 5%
- CDM は、プロジェクト数では再生可能エネルギーが多いが、クレジット量では HFC、N2O が多い。JI は再生可能エネルギーとメタンがほぼバランスしている。

(松本 仁志)

【その 8】

テーマ：米国の行動（カーボンマーケットと政策）

主催：Business Council for Sustainable Energy (BCSE)

日時：12月6日 13:00-15:00

出席者：Lisa Jacobson 氏

Dr. Irving Mintzer 氏 (Meg LLC)

Angela Beehler 氏 (Wal-Mart)

Lisa Beal 氏 (Interstate Natural Gas Association of America)

Dave Schnaars 氏 (Solar Turbines/A Caterpillar Company)

Ken Mentzer 氏 (North American Insulation Manufacturers Association)

概 要：

<米国は前進している～州及び地域の行動～>

まず、BCSE について紹介した後、気候変動に対応するための州・地方及び連邦レベルでの主な政策と北米の炭素市場について議論を行った。

➤ BCSEのバリへ向けた勧告

- ✓ 2013 年以降の枠組みに関する新しい交渉ラウンドの立ち上げに合意すること
- ✓ そのような世界的合意に監視、2009 年までに交渉を完了させること
- ✓ 低炭素技術に向けた長期安定の市場枠組みの要素について合意すること
- ✓ 炭素市場を支える法的拘束力ある枠組みの継続に合意すること

➤ 州や都市の動き

- ✓ 米国 200 近くの都市の市長が GHG 排出目標に署名をし、京都議定書の支持をコミットした。
- ✓ いくつかの州や地域連合が排出目標を定め、GHG 取引プログラムを策定している。
- ✓ 州やビジネス界の動きを受けて、議会も気候変動プログラムを検討し始めた。

<気候変動に対応する議会の行動の状況と影響>

ウォール・マートについて概説したあと、米国連邦議会での動きについて解説した。

➤ ウォール・マート環境コミットメント

- ✓ 既存の店舗、Sam's Club、流通センターにおいて、GHG を 2012 年までに 20%削減する
- ✓ 2009 年までに 25～30%エネルギー効率が高く、GHG 排出が 30%少なくなるような実行可能なプロトタイプ店舗を設計し、開店させる。

➤ リーバーマン/ワーナー法案 (S.2191)

- ✓ 2005 年比で 2050 年までに 70%削減 (経済全体)
- ✓ ほとんどのアロワンスはオークションで配分される。オークション基金は省エネ化、再生可能エネルギー、新技術に使われる。
- ✓ 本サイドイベントの前日に委員会で最終審議が終わり、可決された。
- ✓ 2008 年に議会での投票になる。

<経済的問題と世界市場へのリンケージ>

- 積極的な短期間でのGHG削減目標(例えば2020年までに1990年レベルに)は、第一に、そしてほとんどが電力セクターによって達成される。
- 新しい革新的石炭火力発電とCCSを伴う石炭火力発電は今後米国の発電の中心であり続けるだろう。

<供給側のエネルギー効率改善への投資の影響>

- エネルギー効率改善は、公共及び民間の両方の部門においてエネルギー政策と気候変動との間の主要なリンクとして認識され始めている。
- ビジネスコミュニティはエネルギー効率改善の自然な、そして強い仲裁者となる。  
→CSRにおいて、ステークホルダーの関心を高める責任がある。

<需要側のエネルギー効率改善への投資の影響>

- 気候変動はエネルギー効率改善への投資をより魅力的にした。
  - ✓ 市民の声の高まり
  - ✓ 低コスト化
  - ✓ 新しいファイナンス・ビークル(省エネクレジットなど)
- 気候変動問題は建築基準法をより高度に運用させることになりうる。

**【その9】**

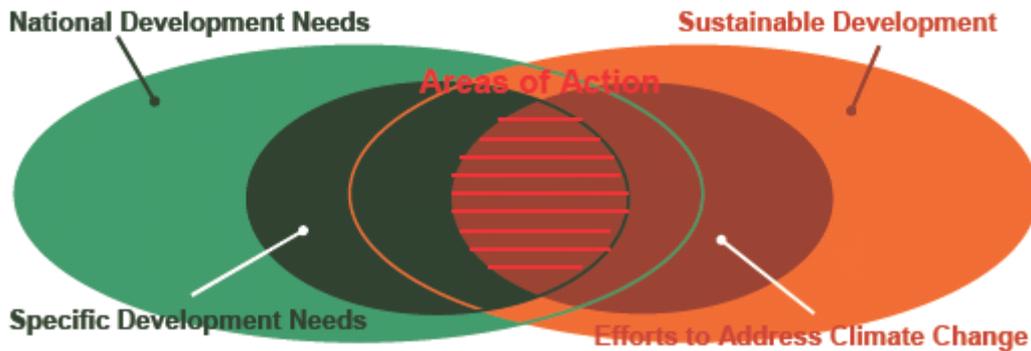
テーマ : Co-benefits approach: development needs-oriented efforts to address climate change and the CDM

主催 : Overseas Environmental Cooperation Center, Japan(OECC)

日時 : 12月6日(木) 18:00-19:30

概要 :

- Co-benefit approach
  - ✓ 途上国のニーズは「持続的な開発」である。一方で気候変動に大きく貢献するポテンシャルがある



- Japan's initiative to promote co-benefits approach to climate change
  - Kotaro Kawamata (MoE, Japan)
    - ✓ コ・ベネフィットアプローチは途上国に行動を起こすインセンティブを与える
    - ✓ 多くの途上国（インドネシア、インド、マレーシア、ベトナム）がこのアプローチの推進に同意している
    - ✓ 日本としてはコ・ベネフィットアプローチを取ろうとする途上国を支援していくつもりである
- Progress report of policy survey and a small preview of policy tools for practitioners
  - Makoto Kato(OECC)
    - ✓ コ・ベネフィットを評価する目的
      - 経済や社会的発展には興味があるが、GHG 排出削減には興味のない人への気付き
      - 政策決定者に可能性のあるアクティビティからの効果の度合いを提示
    - ✓ 評価ツール
      - PJ potential catalogue  
(課題と解決法を比較可能な形で示す。チェックリスト付き)
      - Tool for detailed evaluation of co-benefit (開発中)
      - Technology map (開発中)
- CDM perspectives from Viet Num
  - Nguyen Khac Hieu(ICD)
    - ✓ ベトナムにおける CDM プロジェクトは環境の保護と共に持続可能な社会・経済的な開発、貧困の撲滅の点で重要な役割を果たす
    - ✓ ベトナムは CDM の可能性を探るために他の国際機関や国からの援助を必要としている
    - ✓ ベトナムの環境保護ファンドは国内の CDM アクティビティの支援に使うことが可能である

➤ An overview of co-benefit from CDM project

Jane Ellis(OECC)

- ✓ 戦略面、経済面、環境面等コ・ベネフィットの可能性は大きい
- ✓ 一方で多くの投資、追加性評価の困難さ、クレジット創出の少なさの問題があるケースが多い
- ✓ CDM 投資の意思決定におけるコ・ベネフィットの影響の大きさは、それを受ける人に依存する

(質疑等)

- Q. このプログラムを農業分野に適用することによるアフリカ等への貢献可能性をどのように考えているか？
- A. CDM プロジェクトの地域的な偏りについて問題があることは認識している。しかし 20%の国で全世界の 80%の温室効果ガス排出を行っている現状で、それらの途上国については適応や資金メカニズムに焦点を絞る必要がある。
- Q. 日本政府はこのような Co-benefit プロジェクトに取り組むことで、何故他に比べて高価なクレジットを入手することを受容しているのか？
- A. 日本としては大量のクレジットを取得する必要があるため、出来れば安く入手したい気持ちはある。一方でこの Co-benefit の考え方を通じて、排出削減しかカウントしない現在の CDM システムを改善したいと考えている。
- Q. 例えば CCS は Co-benefit なプロジェクトではないが、2050年の排出半減を実現するためのアプローチをどのように考えているか？
- A. 2050年の排出半減を達成するには、エネルギー効率化や再生エネルギープロジェクト等のあらゆる手法を総動員しなければならない。その中で CCS も一つの主要なツールである。
- Q. ベトナムにおいて、持続可能な CDM プロジェクト選定のクライテリアは何か？
- A. ①経済面での技術移転、②環境面での non-CO2 を含む温室効果ガス削減である。

(柴田 憲)

**【その10】**

テーマ：Recent Development in Japan's Domestic Carbon Market

主催：OECC & MOE,JAPAN

日時：12月7日（金） 13：00－15：00

概要：

- 自主参加型排出量取引制度（JVETS）について
  - ・ 第1期間結果

- ✓ 31社が参加、7社がトレーディングのみ参加
- ✓ 31社の総排出量は1,288,543t-CO<sub>2</sub>。ベースラインからの削減量は377,056t-CO<sub>2</sub>であり29%の削減である。(当初コミットメント量は273,076t-CO<sub>2</sub>)
- ✓ 排出枠初期割当量は、過去3年間の平均値。
- ・ 得られた成果
  - ✓ 政府、産業界ともに様々な経験を積めた。
    - ◇ 効率的な検証システム
    - ◇ モニタリングガイドラインの整備
    - ◇ レジストリシステムの開発と整備
- カーボンオフセットについて
  - ・ カーボンオフセットとは
    - ✓ 自らの活動で排出した分を「クレジットの購入」「プロジェクトへの投資」「GHG削減活動」等で相殺すること。
    - ✓ 自らの排出量を把握することが重要である。
    - ✓ クレジットの場合、ダブルカウントを防ぐために、「償却」もしくは「取消」することが必要である。
  - ・ カーボンオフセット 2つのタイプ
    - (1) 市場ベースのオフセット (Market-oriented offsetting)
      - 製品やサービスによるオフセット
        - 例) 省エネ製品の購入など
      - オフセットイベント
        - 例) 企業のイベント、ワールドカップなど
      - 個別活動によるオフセット
        - 例) グリーン電力証書の購入など
    - (2) 個人や企業によるオフセット
      - 自ら排出削減プロジェクトを実施する
        - 例) コージェネレーションの設置など
        - ⇒クレジットは発生しない

## ■ Q&A

### Q1. 不明

- ・ シンククレジットでもオフセットとみなすのか？
- ・ カーボンオフセットツールの英語版はあるのか？

### A1.環境省 二宮課長補佐

- ・ シンククレジットでもオフセットとみなす。

- ・ 英語版も来年には公開する予定である

Q2. PEAR 松尾氏

- ・ 償却と取消を並列に扱うような説明であったが、意味するところは大きく違う。カーボンオフセットの本来の趣旨からすれば、誰からも（たとえ政府であっても）利用できないようすべきものであり、2つの違いについてはきちんと分けて考えるべきだと思うがいかがか？

A2.環境省 二宮課長補佐

- ・ 政府としては2つに差を設けていない。事業者が顧客に説明し、顧客が判断すべきことではないか。

。（松本 仁志）